

表2 基本チェックリストについての考え方

【共通事項】	
①	対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
②	期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
③	習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
④	各質問項目の趣旨は下記のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。

6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分くらい続けて歩いていますか	15分くらい続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長は小数点第一位、体重は整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等で飲む時にむせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。

18～20の質問項目は、認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日は何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

3 介護予防・生活支援サービス事業の類型

区分	従来の 訪問介護相当	訪問型サービスA 緩和した基準による サービス		訪問型サービスB 住民主体による支援	訪問型サービスC 短期集中予防サービス	
訪問型サービス	内容	従来の訪問介護と同様のサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助（掃除、洗濯、衣類の整理、薬の受け取り、自立支援のための見守りの援助など）		住民主体の自主活動として行われる生活支援など（大型ゴミのゴミ出し、電球の交換など）	保健師、看護師、歯科衛生士などによる居宅での生活機能を改善するための相談支援など
	提供者	指定事業者 (みなし指定事業者含)	指定事業者	委託事業者 (社会福祉協議会・シルバー人材センター)	NPO、福祉を高める会・老人クラブなどの地域団体、有志ボランティア組織や団体	事業所台帳に登録された事業者に委託
	2015年度対応	実施	未実施 (2016年度実施予定)	実施 (旧総合事業継続分)	実施	実施
	実施方法	事業者指定	事業者指定	業務委託	運営費補助	業務委託
	サービス単価	1回/週：11,680円	未制定	1,700円/回	上限：90,000円/年	24,000円/6回
	利用者負担	サービス費の1割（8月から2割を予定）	同左	同左	無し	無し
	加算	2015年度介護予防訪問介護と同額	未制定	加算無し	加算無し	加算無し
	ケアマネジメント	A	B	B	C	A
	限度額管理	○	○	対象外	対象外	対象外
	高額介護サービス	○	○	対象外	対象外	対象外
	生活保護の介護扶助	○	○	○	対象外	対象外
	社会福祉法人等の負担軽減制度	○	○	○	対象外	対象外

区分		従来の 通所介護相当	通所型サービスA 緩和した基準による サービス		通所サービスB 住民主体による支援	通所型サービスC 短期集中予防サービス
通所型サービス	内容	従来の通所介護と同様のサービス, 身体的機能や生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス, 運動・レクリエーションなど		体操・運動など自主的な活動 趣味活動などを通じた居場所, 通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラム
	提供者	指定事業者 (みなし指定事業者含)	指定事業者	委託事業者	NPO, 福祉を高める会・老人クラブなどの地域団体, 有志ボランティア組織や団体	事業所台帳に登載された事業者に委託
	2015年度対応	実施	未実施 (2016年度開始予定)	実施 (調整中)	実施	実施
	実施方法	事業者指定	事業者指定	業務委託	運営費補助	業務委託
	サービス単価	要支援1・事業対象 →16,470円/月 要支援2→33,770円/月	未制定	調整中	上限: 140,000円/年	51,000円/12回
	利用者負担	サービス費の1割(8月から2割を予定)	同左	同左	無し	無し
	加算	2015年度介護予防通所介護と同額	未制定	加算無し	加算無し	加算無し
	ケアマネジメント	A	B	B	C	A
	限度額管理	○	○	対象外	対象外	対象外
	高額介護サービス	○	○	対象外	対象外	対象外
	生活保護の介護扶助	○	○	○	対象外	対象外
	社会福祉法人等の負担軽減制度	○	○	○	対象外	対象外

4 福山市介護予防・生活支援サービス事業 介護予防ケアマネジメント内容等一覧

サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB ※シルバー人材センター、福山市社会福祉協議会の実施する委託による訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)に係るケアマネジメント	ケアマネジメントC
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント	アセスメントをし、ケアプランを作成して、必要なサービスに繋げる。
対象サービス	①従来の訪問・通所介護相当サービス ②訪問型・通所型サービスC(短期集中予防サービス)	①訪問型・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	①訪問型・通所型サービスB(住民主体による支援) ②生活支援サービス(配食サービス)
単価等(支払い頻度)	1件あたり4,300円(毎月支払い)	1件あたり4,300円(6か月に1回支払い)	1件あたり4,300円(初月のみ支払い)
利用者負担	なし	なし	なし
加算	2015年度(平成27年度)介護報酬(介護予防支援)に準ずる。	なし	なし
サービス担当者会議	要	省略可 ※ただし、ケアプランの変更等を行ったときは、利用者、サービス実施者ともその内容を共有することが必要。	省略可
モニタリング	【居宅への訪問による面接】 ・開始月の翌月から起算し3月に1回 ・サービス終了月 ・利用者の状況に著しい変化があったとき 【モニタリング結果の記録】 ・少なくとも1月に1回は行う。	【居宅への訪問による面接】 ・開始月の翌月から起算し6月に1回 ・サービス終了月 ・利用者の状況に著しい変化があったとき 【モニタリング結果の記録】 ・少なくとも2月に1回は行う。	省略可 ※但し、利用者の状態に変化があった場合に、サービス提供者等から地域包括支援センターに情報提供することとする。
給付管理票の作成・記入	原則作成・記入	不要	不要
事業の実施方法	業務委託	業務委託	業務委託
支払い方法	事業者への直接支払	実施主体に対し直接支払	事業者への直接支払
想定される実施事業所	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可

5 新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・ 二次予防事業対象者の把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

民生委員などによる情報提供

健康教室
百歳体操

居場所づくり

通いの場への専門職の派遣

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施